

金融商品課税の一体化に関するこれまでの議論の経過

- 金融審議会・金融分科会・金融税制スタディグループにおける議論の経過 -

これまで、金融審議会においては、金融インフラとしての税制について、投資家の立場にたつて、簡素でわかりやすい、「貯蓄から投資へ」の流れを促進する、足の速い金融取引の特質を踏まえ国際的な視点に留意する、といった視点が重要である等の基本的な考え方を提示してきている。今回、金融税制に関するスタディグループにおいては、これまでの基本的な考えを踏まえつつ、金融商品課税の一体化について議論を行ってきたが、金融インフラとしての税制という観点から有益な議論を行うことができたと考えている。ここに、今後の議論に向けたたたき台として、これまでの議論の経過を整理した。

以下、このメモの構成は次のようになっている。第 1 節では、金融商品課税に関するもっとも基本的と思われる考え方を示しており、金融商品課税の一体化は、そうした基本的な考え方に沿ったものとして理解されることを示している。第 2 節は、金融資産及び金融所得に関する定義を述べており、金融商品課税の一体化を考える際の金融商品の範囲についての考え方を示している。第 3 節は、一体的、中立的な金融商品課税の考え方を第 1 節と第 2 節において概念的に整理したが、現実の税制においては、そのままでは適用できない制約があり、現実に金融商品課税制度を構築するうえで考慮しなければならない点を述べている。第 4 節は、中立的な課税の枠を超えて、政策的意図を反映した金融商品課税のあり方について論じている。第 5 節は、金融商品課税に関する実務上の問題点を列記している。最後の第 6 節は、金融商品課税の一体化に当たって必要な現実的配慮を述べている。

1 金融インフラとしての税制についての基本的な考え方

- (1) 金融インフラとしての税制を考えるにあたっては、投資家の立場に立って簡素でわかりやすいものであると同時に、金融取引に対して中立的であることが望ましいという点をベースラインに据える。そのベースラインに、「実務的」、「政策的」な観点も加味されて、現実の税制が構築されることになる。
- (2) 金融インフラは、預貯金を含む金融商品がリスクに見合ったリターンを形成し、投資家が、そのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できる環境を整えることを重視しつつ整備されてきている。金融インフラの一つとして位置づけられる税制も、この方向を目指して整備されることが重要である。
- (3) こうした観点からは、少なくとも投資の意思決定時において投資家が期待収益に税負担を織り込めるようなものであるべきである。また、新しい金融商品の開発にあたっても、税務当局

の取扱いが事前に明確になることが適切である。そのためには、課税対象となる金融商品やそこからの収益、さらには資産性の収益といったものをできる限り包括的、かつ明確に定義し、それが投資家や関係者に理解され易いものであることが重要である。このような税制の透明性、予見可能性は、金融取引形態や金融商品の開発を促す上で必要な条件である。

(4) 金融商品からの収益に対して一律に課税することは、課税の金融取引への影響を中立化するうえで有効な方策である。一般的に、投資家は税負担を考慮して金融商品进行评估すると考えられる。したがって、円滑に機能する資本市場においては、様々な金融商品間で税引き後のリターンをベースに裁定が行われる。金融商品からの収益に一律課税を行うことにより、特定の金融商品を税引き後において有利不利にするといったことは少なくなると考えられる。

(5) 個人の金融資産の運用においては、各種金融資産を組み合わせ、全体でリスクとリターンを考えてポートフォリオを組んでいるのであるから、税制も、運用資産を通じたネットの収益に課税するという考え方に沿ったものであることが適切と考える。したがって、ある金融資産からの損失を、少なくとも他の金融資産からの収益及び将来の収益と相殺すること（損益通算及び損失繰越）を認めることが適切である。

(6) 経済的にみれば、金融資産からの収益がインカムゲインであるかキャピタルゲインであるかには、その実質に差異はない。また、譲渡益と解約・償還益との間にも実質的な差異は見出し難く、キャピタルゲインとして同質のものとみることができる。このような金融資産からの収益は、発生形態によらず、同値に扱うことが適切であると考えられる。

発生形態として、保有損と認識できるものについても、同様であって、実現したと認識できるものはキャピタルロスと同値に扱うことが適切である。

為替差損益についても金融資産の損益と同値に扱うことが適切である。

また、デリバティブ取引からの利益ないし損失については、ヘッジか投機かといった取引目的のいかんによらず、経済的には同値と考えられる。ヘッジの対象となる金融取引との間での損益の通算は、ヘッジ機能をより有効に発揮させる観点から重要である。

2 金融資産および金融所得について

(7) 金融資産の実態は、実物資産から稼得される収益（キャッシュフロー）の配分に関する契約と捉えることができる。すなわち、金融資産は予想される将来のキャッシュフローをその内容とし、その源泉となる実物資産や事業などに係るリスクを判断して資金を投下し、他者の努力または他者との協働で実現される収益の分配を受けるものととらえられる。

(8) 金融資産は、個人にとっては、一般的には、広義の「貯蓄」対象であり、そこからの収益は、稼得する所得である「事業」からの収益とは異なり、「運用・投資」からの収益として認識しうる。一方、実物資産は何らかの労働用益（経営者の努力など）との組み合わせによって実質的な収益をもたらす。その収益が資産性収益（その少なくとも一部は、金融契約を通じて実物資産の保有や管理とかかわっている者へ、金融所得として配分される）と勤労性収益（投入された労働用役に対する報酬）に分けられる。

(9) 金融資産は実物資産から稼得される収益にさまざまな形でかわりをもつ（たとえば、株式

保有者は企業の経営活動に対して、一定の範囲で影響を及ぼすことができる。それが個々の金融資産の特性を規定している面もある。金融・資本市場では投資家たちが、その特性を考慮しつつ、それぞれの金融資産のもたらすべき収益を評価し、そのような評価が、それら金融資産の市場における価値を規定している。金融税制は、そのような市場の評価プロセスにできるだけ中立的なものであることが望ましい。

- (10) 金融資産の実質を契約ととらえ、実物資産との対比において、金融資産を認識することが一般的であるが、一方で、資産としての実物資産と金融資産との差は、均質性、市場性、流動性、転換可能性などといったいわば貨幣的要素の強弱の差ではあっても質的な差を認識する理由はないという見解も有力である。
- (11) 金融手法が多様化し、実物資産の保有形態、契約形態が複雑化するなかで、金融資産と実物資産との間に差異を見出し、明確に区別することは難しくなりつつある。このような状況においては、金融税制が、既に述べた予見可能性を備えることが重要である。
- (12) 資産性収益と勤労性収益については、例えば、資本は労働よりも供給の価格弾力性が高いといった根拠から、両者の間に差異を見出す見解もある。さらに、資産性収益のなかで、金融資産からの収益と実物資産からの収益との差異については、両者に差異を見出す見解、見出す必要はないとする見解、むしろ保有動機を勘案して事業目的か運用目的かで差異を認識すべきとする見解がある。

3 税制の現状を踏まえて検討を要する点

(配当課税)

- (13) 株式からの配当については、法人段階との二重課税の問題が議論されてきており、こうした議論を背景に、個人段階での負担軽減措置が講じられてきている。運用収益を目的に保有される株式からの配当の場合は、他の金融資産との間での資産選択のなかで保有されるものであるから、配当だけに特別な負担軽減を行う理由はないという考え方もある。しかし、実際、配当の二重課税は企業金融の仕組みに無視できない影響を及ぼしてきたと思われる。金融税制の中立性という観点からは、そのような影響を除去するために、配当課税について個人段階で軽減措置を講じることは合理的と考えられるのではないか。諸外国においても、配当課税をみると、その国における原則的な課税方式や他の金融資産からの収益への課税と比較して、個人段階での税負担を軽減する何らかの措置が講じられていることも通常とっていい。

(キャピタルゲイン課税)

- (14) 金融税制の基本的な考え方としては、キャピタルゲインをインカムゲインと区別する根拠はない(命題(6)を参照)。しかし現実の個人所得課税においては、キャピタルゲインに対しては実現時課税の方法がとられている。また、累進課税のもとでは長期キャピタルゲインに何らかの負担軽減措置が講じられることが通例である。

いずれにしても、キャピタルゲインについては、キャピタルゲインを実現させるタイミングに関する投資家たちの意思決定に大きな影響をできるだけ及ぼさないように、貨幣の「時間的価値」に配慮して課税がなされることが経済的に合理的と考えられる。

(リスク資産からの収益に対する課税)

- (15) 現行の個人所得課税の制度には、金融資産からの損益について、収益が出た場合に課税する一方、損失が出た場合に還付する仕組みはない。金融資産にかかわる損益通算の範囲を拡大しても、現実にはそれだけでは、完全な中立性を確保することにはならないであろう。例えば、相殺するに足るだけの収益が金融資産全体から得られない場合には、翌年以降の繰越期間には制限がある。したがって、リスク資産の期待収益に対して完全に中立的な(投資家の資産選択に全く影響を及ぼさないという意味)金融税制を導入することは差し当っては不可能であり、現行制度は、リスク資産の期待収益額を低める方向に作用していると考えられる。
- (16) このように、リスク資産に関する損益通算は、現実的には不完全であるから、金融税制自体がリスク資産の市場価格(アフタータックスの期待収益に依存する)を相対的に引き下げる効果をもっていると考えられる。このような引下げ効果を減殺するために、リスク資産に対する税負担をある程度軽減することは、中立的な金融税制に近づくという意味で、是認できる。
- (17) 金融資産からの収益には、エクイティ型の収益とデット型の収益があるが、両者の間ではリスクとリターンの態様を異にしており、リスク資産に完全に中立的な税制が実現困難であることを考えると、両者への現実的な課税方式には差異があってもよいとの考え方もある。
- (18) 保険については、商品によっては高い貯蓄性を有するものもあるが、保険事故の発生という要素が必ず含まれており、保険からの収益への課税については別途の検討も必要である。
- (19) 土地からのキャピタルゲインを、金融資産からのキャピタルゲインと違った取り扱いにすべきかどうかについては見解は分れるものの、土地税制は時々々の土地政策との関係が深いことなどから、金融資産とは別の扱いとすることが現実的とならざるを得ないのではないかと考えられる。
- (20) リスク資産のキャピタルロスを通算の対象とすると、それを操作することによる租税回避行動を誘発するという懸念がある。損益通算を金融資産からの収益間で行い、ネットの収益に対して一律課税する場合にもそういった事態が生じるかどうかは、具体的な事例をもとに議論する必要がある。なお、金融手法如何によって収益の発生態様は変化するので、発生態様よりも、その経済的な実質を認識したうえで課税するほうが適当である。

4 政策的な配慮

- (21) 個人金融資産に占める株式・投資信託のウエイトが依然として低いこと、銀行部門に過度にリスクが集中する傾向があったことなどからみて、「貯蓄から投資へ」の流れを促すというのが現下の政策上の課題とされている。したがって、政策的にこれを推し進めることには合理性がある。
- (22) 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するという観点のなかには現行税制がリスクとリターンとの関係を歪めている部分を是正し税制を中立的な姿にするという要素がある。そこからさらに政策的に誘導しようとしていくこととは段階を異にしており、これらを区分して考えることが適当である。現下の情勢では、「貯蓄から投資へ」の流れを作り出すためには、中立的な税制を超えて、リスク資産保有を優遇する必要がある。

なお現在は、株式キャピタルゲイン等に対して10%という政策的に優遇された税率が適用さ

れるが、期限後に税率が戻されることは、投資家にとって現実の税率が引き上げられることになることに十分留意する必要がある。

- (23) 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するためには、証券市場への投資家からの信頼性の確保、実体経済（とくに企業部門）の成長の回復など、税制以外の諸要素も重要であることは言うまでもない。
- (24) 非中立的な金融税制は、単純に租税回避を目的とした金融商品や金融手段の開発、導入を誘発する傾向をもっている。中立的な金融税制は社会的価値の増進につながらないような、「無駄な」イノベーション活動を抑制する効果をもつという側面がある。
- (25) 金融商品課税の一体化は、税制を、最近の金融の技術革新や商品の多様化に適合し、簡素でわかりやすく、しかも国際的な観点にも沿ったものとしていくという点にも意義がある。
- (26) ペイオフに係る損失については、株式の無価値化にかかる損失と経済的にみて同値と考えられる。なお、預金については、預金保険制度の対象であるという要素も考慮した上で、その損失についての税制上の取り扱いを判断すべきであるという考え方もある。

5 実務上の論点

（実務面での意義）

- (27) 新しい金融商品について国税庁等の事前の判断を仰ぐことが難しい状況にある現在、金融取引について裁量や解釈の幅のせまい一律の一体課税制度を導入することは、わが国の金融市場の透明性を増し、投資家にとって予見可能性が高まり、「貯蓄」と「投資」の間の垣根をなくすことができ、ひいては「貯蓄から投資へ」という流れを促進することになると考えられる。

（執行にかかる実務的な負担）

- (28) 税制面の事務負担には、税務行政側のコストとともに、納税者にとっての手間、つまり、納税に伴うコスト（Tax Compliance Cost：納税協力費用）がある。金融商品課税を考えると、投資家の利便性を確保することは極めて重要な意味をもつ。投資家に対して、専ら税務上の理由をもって事務負担をかけることには慎重であるべきである。
- (29) 税制を構築するに当たって、源泉徴収制度などを活用し、なるべく投資家に対する税務上の事務負担をかけないような方策を検討する必要がある。
- (30) 申告機会が増加するということは、一方で、将来の所得税のあり方を考えると望ましいという考え方もある。
- (31) 金融税制は、実務面で金融インフラとの関係が深い。金融税制を構築するにあたっては、実務面で、金融インフラの整備、充実などの進展を踏まるとともに、その進展に応じて税制も適切に変化することが必要である。
- (32) 金融機関の事務負担については、近時金融取引のIT化に伴いシステム開発のための時間とコストが従来にもまして重要な要素となっていることに留意が必要である。
- (33) 申告不要という点にメリットを感じて特定口座を利用している投資家も多いことを考えると、金融商品課税の一体化においても、投資家の利便性の観点から、特定口座を活用することも検討すべきではないか。

(納税者番号制度)

- (34) 納税者番号制度については、幅広い視点から検討されてきており、多くの論点を含む問題であるため、その検討状況を注視したい。
- (35) 金融取引との関係では、金融商品の多様性や足の速さ、投資家の利便性の要請、金融機関のシステム負担といった点が十分に勘案されることが必要ではないか。
- (36) 現状の税制においては、具体的に実施しようとする措置に応じ、源泉徴収や支払調書などを組み合わせて現実的な方策を考えることにより適正な執行を確保することになるのではないか。
- (37) 金融商品課税の一体化と関係した選択的納税者番号制度については、徴税の便宜ではなく、投資家に利便性を付与する方策として議論がなされているのであれば、その利便性が何かについてユーザーサイドの視点に立った検討が必要ではないか。

6 金融商品課税の一体化にあたっての留意点

- (38) 中長期的な方向性として、金融商品課税の一体化を推し進めるに当たっては、実務的な対応などを念頭におき、段階的な実施といった現実的な配慮も必要ではないか。